

特集

過疎法延長と これからの過疎自治体

今年の3月末で期限切れを迎えた「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」については、全国市長会や全国市長会に設置された過疎関係都市連絡協議会をはじめとする関係各団体から、新法制定に向け真摯な提言・活動が展開されてきました。それを受けて、3月10日の参議院本会議で同法の6年間の延長および一部内容の充実を図る改正過疎法が可決、成立し、4月1日より施行されました。特集では、今回の改正法の概要の解説と評価を中心に、今後の過疎地域の課題解決のための提言も織りませ、3名の方にご寄稿いただきました。

寄稿 1

過疎法延長の意義とその目指すところ

総務省過疎問題懇談会座長、早稲田大学教授 宮口侗迪

寄稿 2

過疎地域自立促進特別措置法の 拡充延長について

前総務省過疎対策室長 佐藤啓太郎

寄稿 3

これからの過疎地域が取り組む自立促進策について ～過疎法延長のメリットと更なる連携の必要性～

新見市長 石垣正夫

過疎法延長の意義とその目指す方向

総務省過疎問題懇談会座長、早稲田大学教授

宮口 侗迪



はじめに

この3月までの時限立法であった過疎地域自立促進特別措置法は、一部改正の上6年間延長されることになり、衆議院の議決を経て3月10日、参議院で議決成立した。従ってこの文章が公になるころには、該当する市町村にあつては、新たな過疎対策のための過疎地域自立促進市町村計画の策定のための作業が始まっていることと思われる。国の支援が市町村計画に基づいて行われるものである以上、この作業は極めて重要な意味を持つ。

過疎法は10年ごとにその指定要件を含めて少しずつの改正が行われてきたが、いわゆる過疎債の充当事業の中心が、道路や港湾を含む施設整備であることには変わりがなかった。そして時代を経る中で、過疎債のソフト事業への充当の要望の声は、極めて大きくなってきていた。

今回の改正は、法律の名称をそのままにしての延長という形式をとっているものの、第の時点での非過疎地域の人口が平成22年国調まで増加の見込みであるのに対し、過疎地域の人口は、高齢化に続く自然減の増により、平成7年以降、再び減少率が拡大する傾向にある。高齢者比率は、平成17年の国調時点で既に30・04%となっており、全国平均を10ポイント以上上回っている。

財政力指数においても、平成19年度の全国市町村平均が0・55であるのに対し、過疎市町村の平均は0・25と著しく低い状況にあり、財政規模そのものも全国市町村平均の3割程度にすぎない。

過疎地域の集落には、険しい地形の中に点在するものや、中心集落から隔たっているものも多く、高齢化の進行により、社会的機能の維持が困難な集落も増加してきた。買い物や医療機関の受診のための身近な足（生活交通）の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの問題が深刻化しつつある。

これまでの4次にわたる過疎法に基づく過疎対策では、住民生活を守る交通基盤や情報通信基盤の整備、上下水道などの生活環境の整備、保健・福祉・診療施設の整備、困難な産業振興の基盤整備などに多くの投資が行われてきた。特に道路整備には、総額として巨額が投じられてきたが、そのかなりの部分は、山間に点在する集落を結ぶ小規模の自動車道路の建設に投じられることによって、ここでの現代的な生活を可能にしてきた。この点だけをとっても、過疎債の果たす役割は極

十二条の2項として、過疎債を基金の積み立てを含むソフト事業の財源とすることが可能な条文が書き込まれたことは、総務省令で市町村の条件により限度額を定めるという歯止めは設けられているものの、極めて大きな改正である。また、新しく示された指定要件では、従来の指定に加えて新しく58の市町村が要件を満たすことになった。従来微妙なレベルで非過疎となっていた市町村にとっても、朗報であろう。

改正法案には、筆者らの過疎問題懇談会で議論し、提言してきたことが、方向としてかなり反映されている。この点については、特にかかわられた政党関係者と当局の努力を多としたい。形式的には6年間の延長という形で収まったことについては、政権交代があり、与野党間の話し合いの結果ということをやむを得ないと考えるが、今後6年の間に、過疎地域に象徴されるような、人が暮らす価値がありながら、市場原理では解決できない問題を多く持つ地域を、国としてどのように

めて大きかったといえる。経済成長の中で高度な利便性を実現していった都市部に対して、そのような生活基盤の格差は正が声高に叫ばれ、それは過疎対策の基本的理念であり得た。ただし、その中で都市との近似性を求めるあまり、偏った分野で度を越した都市型施設の建設を、過疎対策として行った自治体もないわけではなかった。きちんとしたマーケティングに基づかず、後日破たんし直面する観光施設の建設もあった。しかし包括的に考えて過去の過疎対策がなかったとしたら、わが国の美しい山村の風景は荒れに荒れ、都市では決して生まれない自然を巧みに扱う貴重な暮らしが、わが国から今とは比較にならないくらい消えていったであろう。第4次の過疎法の制定の際の過疎対策の基本的理念に、初めて、「風格ある国土の形成に寄与すること」がうたわれたことは、この点からも大きな意義があった。

改正過疎法の内容とその意義及び留意点

「はじめに」で述べたように、今回の改正の決定的に重要な点は、「地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他」の「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため」のソフト事業が、過疎対策ではつきりと行えるようになったこ

位置付け、支援していくべきかを、政治の重要な課題として、抜本的に考えていただく必要がある。山村振興法や離島振興法など、担当省庁を異にする多くの議員立法があるが、これらを統合するような、いわゆる条件不利地域のための主柱的な法の制定も視野に入れることを望みたい。

過疎地域の動向と過疎法が果たしてきた役割

過疎法の指定要件は、基本的には人口減少・高齢化の度合いと財政力指数であり、これは数値に修正を加えて今回の改正でも踏襲されている。人口減少率の起算が昭和35年になつているのは、この時点が、都市への人口集中と都市から遠隔にある市町村の人口減少が顕著になる始まりの年と考えられているからである。

改正前の自立促進法の指定の下でさまざまな対策が行われてきたものの、過疎地域と非過疎地域の違いは拡大の傾向にある。改正前の法律には、「診療施設」「市町村道、農道、林道及び漁港関連道路」「集落の整備のための政令で定める用地及び住宅」というハードな項目が並んでいた。今回これらがそのままに残された上に、それらを実質的に機能させるためのシステムづくりそのものが同じ条文の2項として加えられ、それらが過疎債を財源として実行可能になったということである。

もちろんこのためには、この事業が、市町村計画において「特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として」定められていなければならない、冒頭に述べたように、人口、面積、財政状況その他から総務省令で定める額の範囲内という取り決めがあるのであるが、それを前提にしてもなお、事業の実施のための基金の積み立てをも含む条文は、過去の過疎対策をはるかに超える画期的なものとして評価してしるべきであろう。

そしてこのような法律改正の結果、地元の地理的・社会的特性をしっかりと踏まえた市町村計画の立案が、絶対的にと行ってよいという、重要な通過点となったと言つてよいであろう。ハードな施設の建設計画は、乱暴に言えば、発注すればかなり事足りる。その施設の中身の工夫も、業者任せが可能であった。しかし、地域の実情を踏まえた機能的でかつ持続可能なソフトなシステムづくりの立案は、そんなに簡単なことではない。ハードからソフトへとと言うは易しいが、全国からの

過疎地域自立促進特別措置法の 拡充延長について

前総務省過疎対策室長 佐藤啓太郎



この声の大きさに比して、全国の過疎自治体において、機能的かつ持続的なシステムづくりの立案のノウハウが普遍的に蓄積されているかどうか、いささかの危惧を感じざるを得ない。

もちろん、従来の過疎法の下でも、補助事業の導入のための独自の工夫と財政措置により、地域住民の生活を改善する施策を立案してきた先進自治体は多くある。しかし例示されているような、日常的な移動手段の確保などに新しいシステムを構築することは、従来よりも一歩も二歩も踏み込んだ計画の立案が必要になる。この作業の実を上げるために筆者は、地元の人材に加えて、都道府県の担当者の協働を強く望みたい。

そもそもこの法律では、市町村計画の実質的な部分については、「あらかじめ都道府県に協議しなければならない」と定めてある。筆者は、できればこの協議を、上から目線の許可うんぬんというセンスではなく、地域にふさわしいシステムをつくるための知恵の結集というセンスで行ってほしいと考える。都道府県においても、市町村に人材を直接派遣したり、さまざまな協働の実を上げてきた独自の事業が数多く実施されてきているが、改正過疎法の下で、さらにそのような取り組みが増えることを願うものである。

ソフト事業に過疎債が使えらるからといって、数字合わせで都道府県の支援を縮小する

などということはあってはならない。過疎化し、疲弊した地域が生きる力を取り戻すためには、それほど多方面の力の協働が必要なのである。当然ながら住民が持っているパワーも活用すべきであり、この点も、計画づくりにおける重要な視点であろう。

新たな過疎対策の基本にあるべきこと

従来の過疎法は、第4次に、過疎地域の果たす役割について初めて議論が行われたものの、格差是正的発想の色濃いものであった。しかしこの数年、過疎問題懇談会では、過疎地域について、生活のための基盤的条件が不利な地域であると同時に、都市では生まれにくい多様な価値を有する場と考えるべきという議論が続いてきた。

いくら都市的な施設に投資をしても、そこが都市になるわけではない。都市との違いこそ過疎地域の人が生きる場としての存在価値があるのではないかと考えは、人間の生きる力が多様である方が健全な社会であると考ええる人には容易に理解されよう。過疎地域の農山村における、土地をはじめとする自然を扱って生命を育てる手仕事の技、その成果としての安全でおいしい農産物、神楽などのさまざまな伝統文化などは、都市の効率性からは決して育たない、いわば都市の対極にある価値である。

人口減少・高齢化の流れにあっても人と人

が強い縁を保ち、支え合う仕組みが色濃く残るのも過疎地域の地域社会であり、山懐に抱かれた落ち着いた風景を持つ農山村から成る「多様で美しく風格のある国土」は、このような人の営みの蓄積の上に形成されてきた。このような土地の上の暮らしが、都市とは別の価値を発揮しつつ持続するためには、生活交通の確保や情報通信基盤の整備、医療の確保といった基本的課題を何とか克服することが必要である。

このことは単純な格差是正のための守りの作業ではないと考える。地域の住民の参加によって、そこじこのような協働の仕組みをつくり上げることができるかは、極めて地域オリジナルな問題であり、市場原理で画一的に生まれるシステムとは大いに異なる。そしてそのことはさらに地域の隠れた資源の発掘や、その価値を光らせる新しい技が育つことにつながる。このことは、都市では生まれにくい地域社会の存在価値を示すという、攻めの発想ともいえる。そのような仕組みの構築がすべての過疎地域で簡単にできるとは限らないが、過去に過疎地域活性化の事例として表彰を受けた地域をはじめ、そのような見本は既に幾つも生まれてきている。このような動きがあつて初めて、その存在が都市住民から評価され、過疎地域の支援が国民的合意足り得るのではあるまいか。改正過疎法の下でこのような動きが数多く育つことを、心から願うものである。

拡充延長法案成立までの経緯

過疎対策立法は、昭和45年全会一致の議員立法により制定された「過疎地域対策緊急措置法」以後、「過疎地域振興特別措置法(昭和55年)」、「過疎地域活性化特別措置法(平成2年)」、そして現行の「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)(以下「現行過疎法」という。）」と、いずれも議員立法(全会一致)により適用期間10年の法律が制定施行されてきた。この4つの法律に基づき、4次40年間にわたって過疎地域市町村、関係都道府県、国の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組んできた。

しかしながら、過疎地域にあつては、バブル崩壊後一時期緩和した人口減少も再び加速し、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によつては存続が危ぶまれる集落が増加するなど抱える課題が一層深刻さを増す中、現行過疎法は、今年3月末で失効期限を迎えることとなった。

全国過疎連盟(会長・村井仁長野県知事)をはじめ全国知事会の特別委員会、全国市長会に設置された過疎関係都市連絡協議会(会長・石垣正夫新見市長)などから新法制定に向けた真摯な提言・活動が展開された。また、各県単位での総決起大会も開催県の数が全国で17にも及び、過疎対策の継続・拡充を求め声は現行法の制定時にも増して切実な声として発信された。

このような声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための、現行過疎法の拡充延長法案は、民主・自民2党間の協議の後、各党派の実務責任者協議会での3度にわたる熱心な協議を経て取りまとめられ、1月22日まで各会派で了承された。

国会では、3月2日衆議院総務委員会委員長提出の法案として提出され、当日の本会議に緊急上程、全会一致で可決、同9日の参議院総務委員会及び同10日の参議院本会議で全会一致で可決、成立、3月17日公布され、4月1日施行された。

また、衆議院総務委員会での法案可決に際しては委員会決議「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」が、参議院総務委員会の可決に際しては附帯決議が、いずれも全会一致で採択されている。

拡充延長の一部改正法のポイント

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」の具体的内容・ポイントは以下の通りである。

- ① 過疎債等の特別措置の拡充
- 一 過疎債について

(ハードの対象追加)

イ 過疎対策事業債の対象施設に、①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設を追加するとともに、小中学校の校舎等の整備の際必要とされている統合要件を撤廃している。これらは、過疎市町村からの要望に配慮するとともに、子育て支援、環境・エネルギー対策といった時代の要請に

対応するものとなっている。
 (注) 別途過疎地域の声に応え、政令の一部改正により「市町村立の幼稚園」についても過疎債の対象施設に追加した。

(ソフト事業への拡大)

口 これまでの過疎債の対象は、基本的に施設の整備に係るもの及び出資に限られていたが、改正法の12条2項(参考)では、過疎市町村から以前より強く要望されていた過疎対策としてのソフト事業への過疎債の充当を可能としている。

対象となるソフト事業は、地域医療の確保や住民の足の確保、集落の維持及び活性化など住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画(市町村議会の議決を要する。)に定めるものとされている。各市町村における創意工夫をこらした取り組みを支援するもので過疎地域の自立促進、維持・活性化に大いに活用いただきたい。

なお、こうしたソフト事業を実施するために設置する基金を積立てる場合も過疎債の対象とされている。

ただし、各市町村毎の過疎債(ソフト分)の発行限度額は、人口、面積、財政状況などの条件を考慮して定める額とされており、総務省において具体的検討を進めることとなるが、衆議院総務委員会の決議では過疎債(ソ

フト分)について、①特に、ソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。②過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取り組みを十分尊重すること。が決議されている。

こうした立法者の意思を踏まえ、過疎市町村のソフト対策が十分かつ適切に実施できるよう具体的な制度設計に取り組んでまいりたい。

(参考)

○12条2項

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

たものである。期間設定については、①昭和35年から直近の国勢調査までの期間、②直近25年間の2つを採用し、減少率並びに高齢化比率及び若年者比率については当該期間の人口減少団体の平均値を基準に設定している。また、財政力要件については、これも現行法の考え方に倣い、直近3カ年の全国平均を基準に設定している。

今回追加する要件を新たに満たすこととなる団体は全国で58団体となる(平成22年4月1日時点)。

結果、平成22年4月1日現在の過疎市町村数は776団体、うち「一部過疎市町村」から「全域過疎市町村」となる団体が15団体、「みなし過疎市町村」から「全域過疎市町村」となる団体が28団体となる。

③ 地方分権改革への対応

今回の改正法においては、平成21年12月15日に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に対応して、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付けの廃止(いわゆる「できる」規定化)及び市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の措置を講じている。

④ 失効期限の延長

現行過疎法の失効期限(平成22年3月31日)を6年間延長し、平成28年3月31日としている。法の適用期間について、自民党は当初10

年間(新法)を主張し、民主党は数年程度(3年)と主張していた。公明党には恒久法との主張もあった。法の適用期間については各党間で隔たりがあったが、協議の結果、最終的に6年間の延長で決着した。なお、各党実務責任者協議会の議論では、改正法の適用期限である平成27年度末は、旧市町村合併特例法(平成17年3月31日失効)のもと平成16年度末までに合併申請を行い、平成17年度末までに合併した団体が合併特例債を発行できる期限であること等から、過疎市町村を巡る地方財政制度が転換期を迎えるタイミングと同時期であるとの指摘がなされていたことを付言しておく。

⑤ 施行期日等

この法律は平成22年4月1日から施行することとされているが、失効期限の延長は、公布日から施行することとされている。

過疎地域の市町村長の皆さま方へ

過去3度の過疎法の期限切れの際には、適用期間10年の新たな法律が制定されてきた。今回も、過疎地域の市町村長の皆さまからは新法制定を求める声が届けられていた。が、今次の立法措置は形式的には現行法の「一部改正法」に止まることとなった。

しかし、形式こそ「一部改正法」であり、「延長法」であるが、過疎地域市町村の長年の悲

二 税制上の特例及び地方交付税の減収補填
 過疎地域における企業立地による雇用の確保を図るため、所得税・法人税の特別償却及び地方交付税の減収補填措置の対象事業にいわゆるコールセンター(情報通信技術利用事業)を追加している。一方、現行過疎法の下で適用実績の乏しかったソフトウエア業については対象から除外された。

② 過疎地域の要件の追加

現行過疎法では、当初平成7年の国勢調査人口を基に地域指定の公示を行い、その後平成12年の国勢調査の確定人口の公表後の平成14年4月1日に追加公示を行っている。以後市町村合併の進展により平成22年3月23日現在で過疎関係市町村は721団体、うち全域が過疎地域とみなされるいわゆるみなし過疎の市町村(以下「みなし過疎市町村」という。)が72団体、一部の区域が過疎地域とみなされる市町村(以下「一部過疎市町村」という。)が164団体となっている。改正法では、現行法の仕組みに基づき地域指定が継続されるため、現在の過疎関係市町村は引き続き過疎関係市町村として継続する。ただし、全域が過疎地域とみなされる市町村のうち財政力指数が一定以上の団体としてその適用を5年間に限るとされている団体は期間経過後は一部過疎市町村となる。

改正法に定める人口要件及び財政力要件は、現行法における要件設定の考え方に倣った願であったソフト事業への過疎債の拡大という抜本的な制度改正を含み、内容をみれば新法形式を採った過去のどの過疎法よりも、より大きな変革を伴う「一部改正法」と言っても過言ではない。このことは、今回の法制定に当たって精力的にご議論いただいた各党の過疎法実務責任者協議会の先生方、衆・参総務委員会の委員の先生方をはじめとする国会議員の皆さまの御尽力の賜であることを改めて申し上げたい。

過疎債ソフト分は、過疎地域の市町村長の皆さまが住民のいのちと暮らしを守るために、地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした万端の施策を実行できるように認められた特別な措置であり、改正過疎法の適用期間中に、この特別措置を如何に有効活用するかが過疎地域の将来を左右すると申し上げても過言ではないだろう。まさに各市町村長、役場の課題把握力、政策形成力が問われることになるものである。

そのためにも過疎債ソフト分の運用については、自由度が高く使い勝手が良いものとなるよう小職としてもしっかりと取り組んでまいる所存である。

過疎問題の解決は過疎地域のみならず国民全体の課題であることをしっかりと受け止め(衆議院総務委員会決議同旨)各市町村において地域の自立に向けて今回の改正法に基づく対策が積極的に実行されることを願ってやまない。

これからの過疎地域が取り組む自立促進策について 過疎法延長のメリットと更なる連携の必要性

新見市長 石垣正夫



新見市の概況

新見市は、岡山県の北西部、中国山地のほぼ中央に位置しており、北は鳥取県、西は広島県に接する山間地域で、平成17年3月31日に旧新見市、旧大佐町、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町の1市4町が合併し現在の新見市が誕生した。この合併により、人口は3万4808人(本年2月末現在)となり、面積は793・27km²と県下で2番目に広い市域を有することとなった。また、岡山県内を流れる三大河川の一つでもある高梁川の上流に位置しており、市域の約86%を山林が占める、まさに『日本の原風景』とも言うに相応しい美しい緑に囲まれた地域である。

そのような豊かな自然に恵まれた土地柄であることから、古くは「たたら製鉄」や「和紙づくり」「うるし塗」などが行われたほか、地域の資源を生かした石灰関連産業や農林業などが盛んに行われてきた。昭和30年に約6万6000人だったこの地域の人口も、現

在では約半分近くにまで減少し高齢化率も約35%に達するなど高齢化が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が平成20年に公表した日本の市区町村別将来推計人口によれば、20年後の平成42年には、総人口が約2万4000人、高齢化率41・7%に達するとの試算も出ており、今後ますます高齢者人口が増加し、厳しい状況は続くものと思われる。(図1参照)

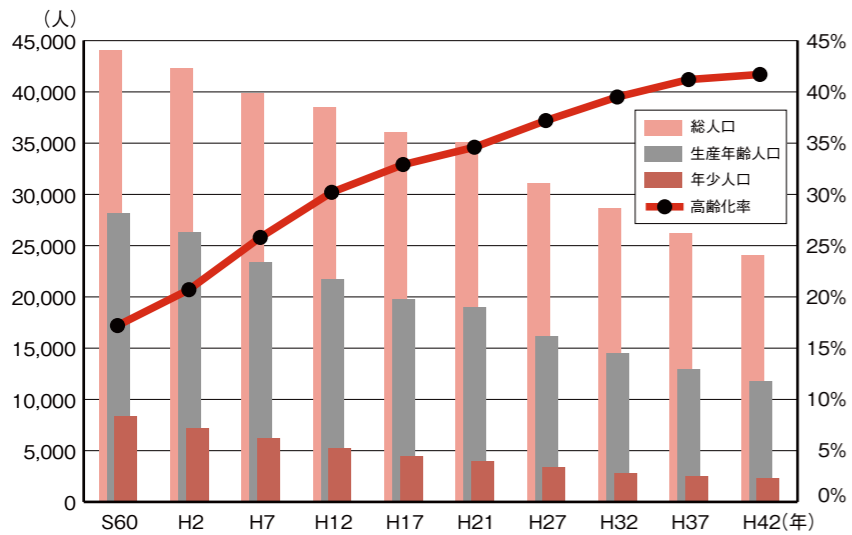
加速する人口減少傾向と過疎対策

都市部への人口流出や少子高齢化等の問題は、人口減少による労働・生産能力の低下等に限られたものではなく、本市の財政にも大きな影響を与えている。昭和30年に約54%を占めていた市民税等の自主財源は、昨今の世界的不況の影響も受け、現在では約22%にまで減少。行財政改革等により人件費をはじめとした歳出削減に努めてはいるものの、地方交付税等に依存しなければ行政運営が成り立たない状況である。

都市像である「豊かさの実感 安全・快適・情報文化都市 にいみ」の実現に向けて、今後も住民ニーズに十分応えられる施策を展開していく必要があると考えている。

そうした状況の中、自主財源が少ない本市にとって、財源の不足を補ってきた地方交付税などのほかにも、本市の行政運営を支えるうえで必要不可欠なものに過疎債がある。本市は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の

図1 新見市における人口推移



資料：国勢調査、「国立社会保障・人口問題研究所」日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月公表）
※H12以前は、市町村合併前の旧市町の合計。H21数値は、本市住民基本台帳人口をもとに算定。

施行に伴い合併前の旧4町が、また、旧新見市においても昭和55年に施行された過疎地域振興特別措置法により過疎地域として指定され、以降、現在に至るまで継続して地域指定を受けている。過疎債の活用によって、その時代に合ったインフラ整備をはじめ市民の健康増進を目的とした施設や保育所・幼稚園等といった保育・教育環境の整備などを進めることができ、まさに過疎債は本市のような過疎地域の命綱ともいえる存在となった。そのため、今回、法律の期限切れを迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな過疎対策法の制定が本市だけでなく全国の過疎市町村にとって必要不可欠な状況であったが、この度、現行過疎法が延長されることとなり安堵しているところである。

地域の実情に応じた施策の実施へ

先ほども述べたが、過疎債は過疎地域の生命线であり、そのことは過疎地域を抱える自治体にとっては共通の認識であろう。これまでの過疎対策においては、道路や上下水道、その他施設整備を中心としたハード事業に対する過疎債での支援が主なものであった。4月から施行される改正法においては、ソフト事業への充当も可能になるなど大きな転換を迎えることとなった。私自身も、会長を務めている全国市長会過疎関係都市連絡協議会や副会長を務める全国過疎地域自立促進連盟において、今後の継続した過疎対策法の制定を協議・検討し、国等関係機関へ要望を行ってきた。過疎地域を有する各自治体からは、医療や福祉、子育て支援をはじめとしたソフト事業や施設等の維持管理に要する経費への過疎債充当などを要望する声が多く、今回、ソフト事業への充当が認められることとなったのは大きな前進であり、各関係自治体の要望が反映された内容になったのではないかと一定の評価をしている。

本市においても、地域医療を担う医師の確保や市営バスの運行などをはじめとする公共交通対策などについては、これまでは国や県などと協力し有利な補助金や交付金等を活用して事業を展開してきたが、4月からは新たに過疎債の対象になることから、今後は事業を進めるにあたって選択肢が広がるものと思



健康増進施設「げんき広場にいみ」にて

われる。また、本市では早くから保育や就学前教育の充実を図るため、施設整備数では県下最多となる認定こども園の開設を鋭意進めており、改正法で認定こども園の開設経費も過疎債の対象となったことにより今後ますます全市的な子育て支援策の拡充が可能になるのではないかと考える。

現段階においては、過疎債の対象となるソフト事業の詳細については不明であり、置かれた状況や必要となる施策はそれぞれ異なるものではあるが、全国の約4割を占める776（平成22年4月1日現在）の過疎関係市町村において過疎法に定める目的のもと、地域の自立促進や住民福祉の向上等を図るため、さまざまな施策を展開していくこととなるであろう。その事業実施に際し、今回改正された過疎法による支援により地域の実情に即した施策が実行可能となるよう、地方の声を十分に反映した内容となることを期待している。

過疎地域の変化と国の果たすべき役割

過疎地域は日本の国土の半分以上を占め、豊かな自然や歴史・文化などを有しているほか、自然環境の保全や地球温暖化の防止、また、大都市などに対する水や食料などの供給源としての役割も果たすなど、国民全体の安全・安心な生活の実現に大きく貢献している。昨今では国においてもこうした考えのもと、過疎対策のみならず、国土・森林の保全をは

じめ水源地の涵養や人材の派遣・育成など、各省庁があらゆる支援策を打ち出し、その対策に乗り出している。

人口減少と少子高齢化傾向は既に全国的な問題と化しており、過疎地域のみならず都市部においても見られるようになってきたことから、単独市町村で解決することは、もはや不可能になってきているのではないかと。そして、そうした状況を解決するためには国の強いリーダーシップのもと抜本的な対策を講じていただく必要があるのではないかと思うのである。

また、現在、国と地方の協議の場を設けるために協議・法制化が進められているが、私自身も「地方にできることは地方に」という考えには大いに賛成である。本市においても、全国に先駆けて県道の維持管理業務に関する権限移譲を受け、市が直接、県道の改良や補修等を行っており、その他の業務においても積極的に権限移譲を受けている。私はこれまで、国と都道府県、市区町村による二重、三重行政の弊害を訴えてきた。地方に権限と事業の実施に必要な財源を移管し効率的な行政運営の推進を図ることは必須であり、今後全国的にそうした動きが加速するであろうと考えているが、今回の延長法においてもそうした状況も踏まえ、将来的な地方自治の在り方や方向性を十分に考慮し、制度を拡充してもらいたいと願うものである。

おわりに

昭和45年から4度にわたり制定されてきた過疎法。全国の過疎関係市町村において大きな役割を果たし、一定の成果をあげてきた。現行過疎法は6年間延長されることが決定し、その間に抜本的な過疎対策について検討されることであるが、過疎地域を取り巻く環境はわれわれの想像を超える速度で変化し続けている。先行きが不透明な状況であるが、国や都道府県、市区町村に加え、民間企業や各種団体など関係機関が連携し、これまでに以上に知恵を出し合い、ともに考え、新たな対策・支援を行うことが今後ますます重要になっていくと考えるものである。



兄弟姉妹のように育ち合う「認定こども園」の園児たち